

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 岐阜国民年金 事案 601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 12 月まで  
市役所の集金の方が自宅に訪れ、妻が夫婦の国民年金保険料を納付した。集金に来れば保険料を納付しており、遅れて納付することもあったが、続けて納付していたはずである。申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立期間当時、申立人夫婦は二種類の自営業を経営し、申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無いと推認でき、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の 6 か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、国民年金制度発足の昭和 36 年から国民年金に加入(申立人については、その後厚生年金保険との重複期間が判明したため、資格取得年月日を訂正)し、国民年金保険料を納付していることから、申立人夫婦は国民年金制度の関心が高く、国民年金保険料を納付する意思が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 602

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年12月まで  
② 昭和49年7月から同年9月まで  
③ 昭和55年10月から56年9月まで

国民年金加入手続は定かでないが、3か月分ずつ、市役所、銀行又は郵便局で国民年金保険料を納付した。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月ごろに払い出され、その時期を基準とすると、申立期間①のうち同年7月以前については、記録上さかのぼって納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことが無いと述べている上、申立人自身は国民年金保険料の納付を自ら行ったにも関わらず納付時期や納付方法等についての記憶が曖昧であるため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間③について、申立人はその当時体調を崩し仕事を休んでいたと述べている上、その前後において免除期間が見受けられ、申立期間③直後の昭和56年10月から57年3月までの期間についても時効間際の59年1月に納付するなど、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを推定することは困難である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに関係人の証言も得られない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで  
昭和49年ごろに、私の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付するよう通知が来たので、納付しておいたと母親から聞いた。  
兄も納付していると聞いており、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月18日に払い出されているほか、申立人の母親が国民年金保険料を納付したと主張する49年ごろは、第2回目の特例納付の実施期間中（昭和49年1月から50年12月まで実施）であるため、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立期間の保険料の納付に必要な金額は5万7,750円となるが、申立人は保険料をその母親の財布から工面したとしており、その母親は1級の障害年金受給者（当時の年金額は13万5,600円）であったことから、当該保険料を納付できる資力があったものと推認できる。

さらに、昭和49年ごろに申立人はその母親から、「20歳までさかのぼって納付するよう通知が来たので、納付しておいた」と、さかのぼって国民年金保険料を納付したことの説明を受けたことを鮮明に記憶している上、申立人の兄も、「母親は障害者であったことから将来の事を案じ、取り分け、年金の関心は高く国民年金基金へも加入するよう強く勧められたことを覚えている」と証言しており、その母親は国民年金制度開始当初の36年から60歳になるまで保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 604

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 12 月まで  
市役所の集金の方が自宅に訪れ、私が夫婦の国民年金保険料を納付した。集金に来れば保険料を納付しており、遅れて納付することもあったが、続けて納付していたはずである。申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立期間当時、申立人夫婦は二種類の自営業を経営し、申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無いと推認でき、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の 6 か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、国民年金制度発足の昭和 36 年から国民年金に加入（申立人の夫については、その後厚生年金保険との重複期間が判明したため、資格取得年月日を訂正）し、国民年金保険料を納付していることから、申立人夫婦は、国民年金制度の関心が高く、国民年金保険料を納付する意思が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月21日から51年3月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和51年1月分と同年3月分の給与明細書で、厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険料を控除されていた50年12月21日から51年3月21日までの期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持するA社の昭和51年1月分及び同年3月分の給与明細書により、申立期間について同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る保険料を納付していた」と回答しているものの、当時の資料は保管されておらず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和61年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年1月1日まで

昭和58年3月に短大を卒業し、父が事業主と知り合いであった関係でA社に入社した。楽器の販売と事務の仕事をしていたが、家事都合により勤務時間を短くしてもらいたく、事業主の好意により61年1月からは、B社に移籍した。A社とB社は同じ事業主が経営する事業所で、勤務場所や仕事の内容が変わることは無かった。それゆえ、60年12月31日に資格喪失になっていることが納得できず、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和61年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における昭和60年11月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出した厚生年金保険被保険者資格の喪失手続において、資格喪失日を昭和61年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを60年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事

業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和40年8月26日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月から同年9月までは1万円、同年10月から40年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から40年8月26日まで

昭和38年10月にA社に入社した。この会社では、当時2年間勤めると2万円の手当が支給される制度があったが、2年が経過する直前の40年8月に退職し、41年\*月\*日に出産した。厚生年金保険の加入記録は、38年10月8日から39年8月26日までとなっているが、40年8月26日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社の複数の同僚は、「申立人は東京オリンピックの時には一緒に働いており、昭和40年8月まで勤務していた」、「昭和40年5月の社員旅行で一緒に撮った写真がある」と証言している。

また、申立人は、「2年間勤めると2万円の手当が支給される制度があったが、妊娠したため2年が経過する直前の昭和40年8月に退職し、41年\*月\*日に出産した」と供述しているところ、同僚は当該制度が存在していたと証言しており、申立人の供述どおりに子供を出産していることが確認できることから、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和39年8月26日となっている。しかし、申立人を

含め同時期に資格喪失した複数の者の原票には、同年10月1日及び40年10月1日の標準報酬の月額算定記録があり、同年10月1日の記録のみが抹消されている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が39年8月26日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和40年8月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和39年8月から同年9月までは1万円、同年10月から40年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年11月は22万円、同年12月は24万円、平成13年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円及び同年4月から同年7月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から13年8月1日まで

私は、平成12年11月から13年7月までA社に勤務していた。社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が11万8,000円となっているが、当時の給料明細書では給料が当初から22万円ほどあり、厚生年金保険料も22万円から26万円の月額に相当する額が控除されているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年11月は22万円、同年12月及び13年7月は24万円、同年1月は26万円とし、給料明細書において確認できる報酬月額から、同年2月及

び同年4月から同年6月までは24万円、同年3月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時経営が苦しかったため、やむなく平成12年11月から13年7月までの標準報酬月額を11万8,000円として届出を行ったと回答しているほか、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が12年11月から13年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を昭和37年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における被保険者期間のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和37年6月1日）及び資格取得日（昭和38年5月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から37年1月25日まで  
② 昭和37年6月1日から38年5月1日まで

私は、昭和32年、中学校卒業と同時にA社に就職し、4年間定時制高校にも通った。卒業後も同社に勤務し61年まで継続して勤めた。その間給与はずっともらい続けており、なぜ途中で厚生年金保険被保険者記録が空白となっているのか納得できない。会社は10数年前に倒産し、自分も給与明細などの関係資料を一切持っていないが、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間①に係るA社は、昭和37年1月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなると同時に、申立期間②に係るB社として、同日で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるほか、社会保険事務所で保管する適用事業所名簿及び商業登記簿謄本から、両事業所の所在地及び事業主は同一となっており、両事業所は同一企業であり事業は継

続していたものと判断できる。

また、両事業所における複数の同僚は、申立人は勤務形態及び業務内容に変更は無く継続して勤務していた旨の証言をしているところ、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚はいずれも両申立期間において、両事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和36年2月の社会保険事務所の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、37年5月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、「事業所は平成3年6月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の資料が残っていないため覚えていない」と回答しているが、申立期間①については、標準報酬月額の定時決定及び資格喪失届の2回の機会にわたり、社会保険事務所がこれを誤って記録することは考え難いことから、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け、また、申立期間②については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年12月までの保険料及び37年6月から38年4月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月25日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月25日から40年4月1日まで

私は、昭和38年9月2日、A社に入社し、35年5か月勤めた後定年退職した。その間、休職もせず給与、賞与等の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていた。途中で何回か転勤を経験したが、申立期間については、同社D営業所から同社C支社、40年4月1日に同社E営業所に異動したが、同社C支社に勤務した厚生年金保険被保険者期間が空白期間となっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した職歴証明書及びF健康保険組合の記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年12月25日にA社D営業所から同社C支社へ異動し、40年4月1日に同社C支社から同社E営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月及び40年4月の社会保険事務所における記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和40年5月20日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、事業所の回答及び同僚の証言によれば、

申立期間において 80 人以上の従業員を雇用し、保険業法に基づく保険事業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年12月から14年3月までは17万円、同年4月から15年3月までは19万円、同年4月から16年4月までは20万円及び同年5月から20年2月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から20年3月1日まで

私は、平成12年12月から20年2月までA社に勤務していた。当時の給料明細書の金額と社会保険事務所にて照会した標準報酬月額の金額に違いがあるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年12月から14年3月までは17万円、同年4月から15年3月までは19万円、16年5月から20年2月までは18万円とし、給料明細書において確認できる報酬月額から、15年4月から16年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時経営が苦しかったため、やむなく平成12年12月から18年6月までの標準報酬月額を11万8,000円、同年7月から20年2月までの標準報酬月額を14万2,000円として届出を行ったと回答しているほか、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が12年12月から20年2月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から43年3月まで

A社を22歳で辞め、脱退手当金を受け取り、B町役場C連絡所で国民年金の加入手続をした。その際役場の職員に勧められ、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付した。その後は毎月私か父親が役場の職員による集金で納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は役場連絡所で20歳までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、会社を退職した昭和41年4月の時点では、申立期間の大部分は時効により20歳までさかのぼって納付することはできない上、D市役所へ確認したところ、過年度保険料は役場で収納することは無かったとの回答が得られたことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月に払い出されているほか、申立人は現在所持している国民年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 606

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年4月まで  
昭和45年3月に結婚をして、A町(現在は、B市)に転居した。転居後、国民年金手帳を持って、A町役場で加入手続をした。国民年金手帳を失ってしまい証拠となるものは無いが、申立期間の国民年金保険料は納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、婚姻前の申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は既に亡くなっていることから証言が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、婚姻後の期間については、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和47年5月26日に任意加入しており、当該資格取得年月日を基準にすれば、申立期間のうち婚姻後の任意加入対象期間については未加入期間で制度上さかのぼって資格取得することができず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、A町で国民年金加入手続を行った際に、婚姻前の国民年金手帳を持って行ったと述べていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 24 日から 45 年 12 月 26 日まで  
(A社)  
② 平成 13 年 4 月 1 日から 17 年 2 月 27 日まで  
(B社)

C 高等学校 D 科を卒業後、すぐに A 社（現在は、E 社）に入社し製造部で働いた。入社時の給与は 12 万円で、退職時は 13 万 9,000 円だった。

B 社は平成 13 年初めから経営が難しくなり、社長から 3 か月ないし 6 か月間、給与を 10 万円くらいでお願いしたいとの事だったので、同年 10 月まで承認したが、その後給与を 45 万円にしてもらい 17 年 2 月まで続いた。

申立期間の標準報酬月額について、正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 42 年 3 月 24 日の標準報酬月額は 2 万円と記録されているが、申立人は同年 3 月に高等学校を卒業後、すぐに A 社に入社し、入社時の給与が 12 万円であったと主張している。

しかし、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上下限額は、7,000 円から 6 万円である上、同期入社と同僚の標準報酬月額も申立人とほぼ同額である。

また、A 社の顧問社会保険労務士は、「新規採用者はほぼ同じ給料で採用していた」と回答している上、F 省の賃金構造基本統計調査報告によると、昭和 42 年の高卒男子初任給は 1 万 9,400 円である。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 45 年 10 月 1 日の標準報酬月額は 3 万 9,000 円と記録されているが、申立人は、同年 12 月に退職した時の給与は 13 万 9,000 円であったと主張している。

しかし、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額の上下限額は、1 万円から 10 万円である上、G 県の毎月勤労統計調査報告によると、昭和 45 年の常用男子労働者の平均月間給与額は 6 万 124 円である。

また、A社の顧問社会保険労務士は、「加入年月日、標準報酬月額について、虚偽の届出をしたことは無い」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料について確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間②については、申立人に係る社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者資格記録の標準報酬月額は、平成12年10月1日が41万円、13年7月が9万8,000円、同年10月が10万4,000円、14年10月から17年1月までが9万8,000円と記録されているが、申立人は、B社の経営が13年初めから難しくなり、社長から3か月ないし6か月くらいの期間の給与を10万円ほどでお願いしたいと言われ、同年10月までは承知したが、同年11月から17年2月までの給与は45万円であったと主張している。

しかし、申立人から証拠として提出された平成16年8月から同年10月までのB社の給料明細書によると、基本給が41万4,000円、厚生年金保険料控除額が6,654円と印字されており、この保険料額は標準報酬月額9万8,000円に相当する上、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者記録の当該期間に係る標準報酬月額とも一致し、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載された標準報酬月額も9万8,000円となっている。

また、社会保険事務所の照会に対して、元事業主は、「当時、社会保険事務所へ不適正な届出を行っていた」と回答している上、申立人以外の他の役員全員についても、平成13年7月から資格喪失時までの標準報酬月額は、申立人と同様となっており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月10日から38年9月30日まで  
60歳になって社会保険事務所へ年金裁定に行ったとき、A社に勤めた期間は脱退手当金として支給済みであると言われたが、私はA社で脱退手当金請求のために書類に必要事項を記入した覚えは無い。よって、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 58 年 8 月 21 日から 61 年 7 月 21 日まで

私は昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間と 58 年 8 月から 61 年 7 月までの期間、A社に勤めていた。厚生年金保険記録の標準報酬月額が給与の支給額と比較すると、事業所からの届出が間違っていると思われるため、厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、申立人が所持する給料明細書により、申立人は両申立期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。

しかし、給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれより低額となっている。

また、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>適及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと

認めることはできない。